

市税などの臨時徴収員を募集します

市では、市税などの徴収事務の効率的運営を図るため、臨時徴収員を募集します。

- ▶勤務日 月～金曜日の週5日
- ▶勤務時間 午前8時30分～午後5時
※勤務日および勤務時間は相談に応じます。
- ▶業務内容 市税、国民健康保険税などの徴収業務
- ▶募集人数 1人
- ▶賃金 基本給(月額65,000円)+能率給(徴収金額の4.0パーセント相当額)
- ▶採用条件
 - ・自家用車での徴収業務のため、普通自動車免許および自家用車を所有していること
 - ・簡単なパソコン操作ができること
- ▶選考方法 書類審査の上、面接を実施
- ▶申し込み 市販の履歴書(写真貼付)に必要事項を記入の上、収納課に持参してください。
- ▶問い合わせ 同課収納担当(内線236)



納期のお知らせ(12月分)

普通徴収(納付書や口座振替で納めていただく方)
 市県民税・・・4期
 国民健康保険税・・・6期
 後期高齢者医療保険料・・・6期
 介護保険料・・・6期

納期限 12月25日(火)

- ・市税などの納付には、「安心！確実！便利！」な口座振替をご利用ください。
- ・納付の相談は随時収納課で実施しています。

▶問い合わせ 収納課収納担当(内線236・237)

特別徴収(年金からあらかじめ差し引かれる方)
 12月支給の年金から差し引きます。

- ①市県民税
- ②国民健康保険税
- ③後期高齢者医療保険料
- ④介護保険料
- ▶問い合わせ ①税務課市民税担当(内線231)
 ②保険年金課国保担当(内線271)
 ③保険年金課医療担当(内線227)
 ④高齢者福祉課介護保険担当(内線277)

各種相談 (12月15日～1月14日)

相談	場所	期日	時間	問い合わせ
法律(予約制)	産業文化会館 2階会議室	12月25日(火)	午前9時20分～正午	地域づくり支援課 (内線252)
		1月10日(休)	午後1時40分～4時20分	
行政機関に対する 意見・要望	産業文化会館 2階会議室	12月17日(月)	午後1時30分～3時30分	
消費生活 多重債務	市役所	毎週月～金曜日(祝日を除く)	午前9時30分～午後3時30分	消費生活センター (内線495)
結婚	VIVAぎょうだ	1月6日(日)	午前10時～正午	NPO法人行田結婚 支援センター☎090 —2416—9692
相続、遺言、離婚、 日常生活の困り事	VIVAぎょうだ	1月9日(火)※予約制	午後1時～5時 (受け付けは午後4時まで)	埼玉県行政書士会 埼玉支部☎554— 2702
夫婦関係・DVなど (予約制)	VIVAぎょうだ	毎週木・土曜日 ※土曜日は市内在住の方を対象に電話相談も受け付けます。	午後1時～4時 (電話相談は午後1時～2時)	VIVAぎょうだ ☎556—9301
内職	市役所	毎週月～金曜日(祝日を除く)	午前9時～午後5時	商工観光課 (内線383)
人権	忍・行田公民館	1月9日(火)	午後1時30分～3時30分	人権推進課 (内線221)
税務(予約制)	関東信越税理士会 行田支部 (市役所前)	毎週水曜日(祝日を除く)※予約受け付けは毎週月・水・金曜日(祝日を除く)の午前10時30分～午後3時30分	午後1時～4時	関東信越税理士会 行田支部 ☎554—1411
夜間の 納税相談	市役所	毎週火曜日(祝日を除く)	午後5時15分～7時	収納課 (内線236・237)
水道料金の 夜間納付	水道庁舎(前谷)	12月18日(火)、1月8日(火)	午後5時15分～7時	水道課 ☎553—0131

火災に遭われた方へ 民間賃貸住宅の家賃の一部を補助します

市では、火災により自宅などを焼失し、緊急に別の住まいを必要とする方(世帯主)へ、民間賃貸住宅をあっせんするとともに家賃の一部を補助しています。

- ▶要件
 - ・火災の原因が、その世帯に属する方の故意によるものでないこと
 - ・火災発生時に市内に住所を有していたこと
 - ・生活保護を受けていないこと
 - ・その世帯に属する方全員が市税を滞納していないこと

- ▶補助金の限度額
 - 【1人世帯】月額37,000円
 - 【2人以上の世帯】月額44,000円
 ※敷金および礼金などを除く。また、月の途中で賃貸借契約を締結および解約し、家賃額が日割り計算された場合は、その額と補助限度額を同じ日数で日割り計算した額のいずれか低い額。

- ▶補助金の申請期限 火災により被害を受けた日から3カ月以内
- ▶補助金交付期間 賃貸借契約を締結した日から起算して3カ月以内
- ▶申請・問い合わせ 営繕課住宅管理担当☎550—1554



行田軽トラ朝市は12月から 冬季時間に変わります

12月から平成31年2月までの3カ月間、行田軽トラ朝市の開催時間は冬季時間に変わります。ご来場の際はお間違えのないようにご注意ください。また、12月は「軽トラ朝市冬イベント」も行いますので、ぜひご来場ください。

開催スケジュール

期日	時間
12月16日(日)	午前9時～11時
平成31年1月20日(日)	
平成31年2月17日(日)	
平成31年3月17日(日)	午前8時～10時



※販売状況などにより終了が早まる場合があります。
 ※荒天時は中止となる場合があります。

- ▶場所 産業文化会館南側芝生広場
- ▶問い合わせ 行田軽トラ朝市実行委員会事務局(農政課内・内線388)

下水道事業受益者負担金をお支払いの方へ

第3期納期限 12月25日(火)

受益者負担金は、下水道供用開始となった時点で、使用の有無を問わず土地の面積に応じて賦課されます。この負担金の納付には便利な口座振替をご利用ください。また、期限内の納付が困難な場合は、納付相談をご利用ください。

なお、負担金賦課区域内の土地で売買・相続などにより受益者の変更があった方は、下水道課までご連絡ください。

- ▶問い合わせ 同課業務担当☎564—0303

▼問い合わせ
 ☎556—9530 環境課環境業務担当

さしあげます

▷テーブル(長方形)

ゆずってください

▷大人用自転車 ▷台車(キャスター付) ▷リクライニングチェア ▷座椅子 ▷テーブル(折りたたみ式)
 ▷電気ストーブ ▷冷蔵庫 ▷チャイルドシート ▷ベビーカー ▷猫用キャリーケース ▷ジョイントマット

市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、不用品登録制度を実施しています。この制度は紹介制で、紹介後は個人間のやり取りとなります。また、やり取りは無料で登録期間は3カ月です。
 なお、円滑な仲介事務を進めるため、不用品登録の際に写真の提供をお願いしています。写真を提供していただける方は、ご連絡ください。

不用品情報(無料)